

令和3年度(第8回)「モーダルシフト最優良事業者賞(大賞)」 公募要項

1. 対象

物流事業者

- ・事業所単位も含む。

2. 表彰基準

物流連は、物流事業者からの応募について、下記の基準に該当するものから、選定委員会が優れたものとして選定した事業者を表彰します。

- (1) 令和2年(暦年、事業年度いずれも可)の全国的な幹線輸送量の合計における評価対象比率(総輸送重量に対する鉄道・海運の輸送重量)が40%以上の事業者。
 - (2) 令和2年(暦年、事業年度いずれも可)の全国的な幹線輸送量の合計における評価対象比率(総輸送重量に対する鉄道・海運の輸送重量)が40%以上かつ前年実績を1%以上上回った事業者。
 - (3) モーダルシフトの新規案件を1件以上実施し、応募時点でモーダルシフトの輸送開始から3か月以上継続して現在も当該案件の輸送を行っている事業者。
 - (4) これまでに幹線輸送におけるモーダルシフトによって環境負荷低減とともに輸送の効率化・省人化を実現し、現在も継続して当該案件の輸送を行っている事業者。なお、過去に当制度において表彰を受けた案件は、対象としない。
 - (5) (1)から(4)、全ての案件の中で、最も秀逸な成果を達成したとして、委員会にて選定された事業者。
- ※ 公募に当たって、モーダルシフト実施前後を比較し、輸送効率の向上等のデータを、数値化して提示すること。
 - ※ 応募案件が(3)および(4)の規定における表彰基準と重複した場合は、選定の結果最も相応しいと判断された基準で表彰する。
 - ※ (5)とそれ以外の規定における表彰基準が重複した場合は、(5)の基準で表彰する。

※ (3)・(4)に関しては、事業者が輸送区間、荷主、品目等を選んで応募することができる。

3. 公表・表彰の方法及び時期

(1) 2の規定により表彰を行うとともに、各号の物流連の規定に合致する事業者を、モーダルシフト優良事業者としてホームページへの掲載等の方法により公表する。

(2) 以下の部門賞及び大賞を設定する。

①モーダルシフト最優良事業者賞（大賞）

②モーダルシフト取り組み優良事業者賞

※：②の表彰においては、以下の各部門において表彰する。

- ・実行部門
- ・改善部門
- ・新規開拓部門
- ・有効活用部門

(3) 公表は令和3年10月予定

(4) 表彰は令和3年11月予定

4. 公表・表彰対象となった場合の特典

下記「モーダルシフト取り組み優良事業者認定マーク」を環境・社会報告書、ホームページ、ポスター、会社案内等に表示できる。



(画像はイメージ)

5. 応募の方法

(1) 表彰基準(1)、(2)についての応募は、物流連指定の応募書および調査票(ホームページ添付のエクセル計算表)に必要事項を記入して、物流連事務局に提出してください。

(2) 表彰基準(3)、(4)についての応募は、完全フリースタイルとなります。ワード或はエクセルに案件の紹介を記載し、物流連事務局に提出してください。

その際は、数字など客観的なデータや図表を多く記載し、詳細で分かりやすい説明を、お願いいたします。

※応募書、調査票、公表・表彰規程等は、当連合会のホームページからダウンロードすることができます。

(3) 応募受付期間：令和3年7月1日～令和3年9月30日

(4) 提出先・問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-3 (全日通霞ヶ関ビル5階)

日本物流団体連合会 モーダルシフト優良事業者公表・表彰制度事務局

電話 (03)3593-0139 FAX (03)3593-0138 (事務局) 細野

ホームページ <http://www.butsuryu.or.jp/>